

○西東京市駐車場条例

西東京市駐車場条例

平成13年1月21日

条例第134号

注 平成20年12月から沿革を付した。

改正 平成19年3月30日条例第25号

平成20年12月24日条例第47号

(設置)

第1条 西東京市の市街地における自動車の駐車需要に応ずるため、駐車場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 アスタ市営駐車場

位置 西東京市田無町二丁目1番1号

(駐車場を利用することができる自動車)

第3条 駐車場を利用することができる自動車の種類及び大きさは、規則で定める。

(利用時間)

第4条 駐車場の利用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、入車できる時間は午前9時から午後10時までとし、出車できる時間は午前9時から午後11時までとする。

(休業日)

第5条 駐車場の休業日は、1月1日とする。

(利用時間等の変更)

第6条 前2条の規定にかかわらず、市長は特に必要があると認めたときは、駐車場の利用時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(使用料)

第7条 駐車場を利用する者は、次の表に掲げる額の駐車料金（以下「使用料」という。）を納めなければならない。ただし、使用料には、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税を含むものとする。

利用区分	単位	金額
午前9時から午後11時まで	1台当たり30分までごと（入車1回につき）	200円
午後11時から翌日の午前9時まで（以下の表において「夜間」という。）	1台当たり（夜間1回につき）	1,000円

2 市長は、必要があると認めたときは、12枚1組として10枚分に相当する額をもって駐車場利用券（以下「回数券」という。）を発行することができる。

3 回数券を使用する場合、著しく損傷したものは、無効とする。

（使用料の徴収）

第8条 使用料は、出車の際徴収する。ただし、回数券については、発行の際徴収する。

2 市長は、駐車場を利用した者が出車の際、正当な理由がなく前項の使用料を現金又は回数券で納付しないときは、自動車の出車を拒否することができる。

3 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、未使用の回数券（12枚1組すべて未使用のものをいう。）については、市長が特別の理由があると認めたときは、使用料を還付することができる。

4 前項ただし書の規定による使用料の還付の手続等は、規則で定める。

（使用料の免除）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、使用料を免除することができる。

（1）道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車

（2）当該駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他緊急を要する公務を行うため使用する自動車

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が特に認める自動車

（駐車の拒否）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車場の利用を拒否することができる。

（1）発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

（2）駐車場の施設又は附属物を損傷するおそれがあるとき。

（3）秩序を乱すおそれがあるとき。

（4）前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。

（禁止行為）

第11条 駐車場では、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）駐車場の施設又は附属物を損傷すること。

(2) 他の自動車の駐車を妨げること。

(3) 前2号に定めるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(損害賠償)

第12条 駐車場の利用に際して、施設又は附属物に損傷を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理に関する業務のうち、次に掲げるもの（以下「管理業務」という。）を行わせることができる。

(1) 駐車場の施設、附帯設備及び附属物の保守管理

(2) 駐車場の車両の誘導及び整理並びに車両の管理

(3) 駐車場の利用の許可に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(指定管理者の公募)

第14条 市長は、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（次条から第17条までにおいて「団体」という。）を公募するものとする。ただし、第24条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときその他特別な事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の指定の申込み)

第15条 団体は、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添えて、市長に申込みをしなければならない。

(1) 駐車場の事業計画書（以下「事業計画書」という。）

(2) その他市長が必要とする書類

(欠格事由)

第16条 市長又は副市長が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体（市が資本金その他これに準ずるものとの2分の1以上を出資している団体を除く。）は、指定管理者となることができない。

2 市の執行機関たる委員会の委員又は監査委員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人である団体（市が資本金その他これに準ずるものとの2分の1以上を出資している団体を除く。）は、指定管理者となることができない。

3 市議会の議員が無限責任社員、取締役、執行役、監査役若しくはこれらに準すべき者、支配人又は清算人である団体は、指定管理者となることができない。

(指定管理者の選定)

第17条 市長は、団体の中から、次に掲げる基準により最も適切な管理業務を行うことができると認められる団体を、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）に選定するものとする。

- (1) 駐車場の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が駐車場の効用を最大限に發揮するとともに効率的な管理業務ができること。
- (3) 事業計画書に沿った管理業務を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 駐車場の施設、附帯設備及び附属物の適切な保守管理を行うことができる
- こと。
- (5) その他市長が別に定める基準

(指定管理者の指定)

第18条 指定管理者の指定は、指定候補者について、法第244条の2第6項による市議会の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定期間)

第19条 指定管理者の指定期間は、5年間とする。ただし、第24条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときその他特別な事情がある場合は、この限りでない。

(指定管理者の公表)

第20条 市長は、指定管理者を指定し、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公表するものとする。

(協定の締結)

第21条 市及び指定管理者は、管理業務に関し協定を締結するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第22条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、法第244条の2第7項に規定する事業報告書（以下「事業報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第24条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の事業報告書を提出しなければならない。

(管理業務報告の聴取等)

第23条 市長は、管理業務の適正を期するため、指定管理者に対し、管理業務及び

経理の状況に関し定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示をすることができる。

(指定管理者の指定の取消し等)

第24条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 前条の指示に従わないとき。
- (2) 管理業務を継続させることが適当でないとき。
- (3) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- (4) 第17条各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。

2 前項の規定により監督上される処分(指定管理者の指定を取り消す処分を除く。)については、西東京市行政手続条例（平成13年西東京市条例第14号）第2章及び第3章の規定は適用しない。

(個人情報の取扱い)

第25条 指定管理者は、管理業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損の防止その他適切な管理のために必要な措置を第21条に規定する協定に基づき講じなければならない。

2 指定管理者及び管理業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、当該管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(情報公開)

第26条 指定管理者は、管理業務に関して保有する情報の公開について、第21条に規定する協定に基づき必要な対応を行うものとする。

(原状回復等の義務)

第27条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は第24条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、直ちに駐車場の施設、附帯設備及び附属物を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者は、駐車場の施設、附帯設備及び附属物を損傷し、若しくは滅失し、又は前項に定める原状回復の義務を怠ったときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、田無市駐車場条例（平成7年田無市条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則（平成13年10月1日条例第208号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月20日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(指定管理者の公募等)

- 2 この条例による改正後の西東京市駐車場条例（以下「新条例」という。）第14条の規定による団体の公募その他の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても同条から新条例第19条までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成19年3月30日条例第25号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月24日条例第47号）

この条例は、平成21年4月1日から施行し、改正後の第7条第1項の表の規定は、同日午前9時以後の駐車場の利用に係る駐車料金について適用する。